

令和6年度版

# コミュニティソーシャルワーカー(CSW)活動報告集



高槻市社会福祉協議会イメージキャラクター「タッピー」

「困った…」を「よかった」に



社会福祉法人 高槻市社会福祉協議会

## 発行にあたって



高槻市社会福祉協議会(以下「市社協」)では地域課題の解決を目指して地域がつながり、互いに支え合い、助け合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて取組を進めています。

本会では平成23年10月にコミュニティソーシャルワーカー(以下「CSW」)を配置し、包括的な支援体制の構築、地域の相談窓口の拡充やボランティア活動の組織化、ひきこもり支援、食品預託払出事業等の業務を行ってきました。支援体制が充実すると共に地域からの相談件数も年々増加しており、CSWの認知度も高まってきているのではないかと感じています。

このような中、高槻市では昨年度から重層的支援体制整備事業を開始しており、本会においてその事業の一部を受託し、市とともに同事業を推進しております。制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会がつながり助け合う「地域共生社会」の実現を目指すためにも、本事業は重要な取組であり、その中でCSWが果たす役割も大きいものと考えています。

また、昨年度からは市内の各すこやかテラス(老人福祉センター)での「巡回相談」を本格的に実施し、地域住民により身近な場所で気軽に相談できる場づくりを進めているところです。

これからもCSWは自ら支援を求めることが難しい方や誰に相談したらよいか分からない方が抱えるつらさ・生活課題に寄り添いながら、安心して生活できる支援体制を整えていきます。

この活動報告集は、CSWに対する認知度を高め、より身近に感じていただきたいという願いを込めて毎年作成しています。できる限り多くの人に手に取っていただき、ご覧いただくと幸いです。

これからもより充実した相談・支援活動を行えるように努力してまいりますので、今後ともご支援、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

社会福祉法人  
高槻市社会福祉協議会  
会長 吉里 泰雄

# 目次

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の役割 .....	1
CSWの担当地域 .....	2
地域の相談窓口 .....	3
コミュニティボランティアの活動.....	6
食品預託払出事業(フードバンク) .....	7
市社協のひきこもり支援 .....	8
CSWの活動実績(令和5年度).....	10
事例を通して ～CSW活動報告～	
①自立した生活を目指して .....	12
②障がいを抱えながらの子育て支援 .....	14
③希望が持てる暮らしを守る .....	16
④生活保護への思い込みからくる支援の難しさ .....	18
活動の振り返り・今後に向けて .....	20
用語解説 .....	22

※社会福祉協議会とは

社会福祉法第109条に基づきすべての都道府県・市町村に設置されている非営利の民間組織です。地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、さまざまな活動を行っています。



「タッピー」は、平成19年2月24日に開催された第7回高槻市社会福祉大会において誕生した高槻市社会福祉協議会のイメージキャラクターで、タカツキとハッピーを組み合わせで名付けられました。心の優しさをイメージして描かれています。

# ■ コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の役割

## — Q. コミュニティソーシャルワーカー(CSW)って？

行政をはじめ関係機関等とのつなぎ役として地域に出向いてお話をうかがい、福祉制度やサービス等の情報を提供しながら、悩みや困りごとの解決を支援する相談員です。

## — Q. どんな人が相談を聞いてくれるの？

福祉の専門職である社会福祉士・精神保健福祉士などの資格を持つ相談員がご相談をお受けします。

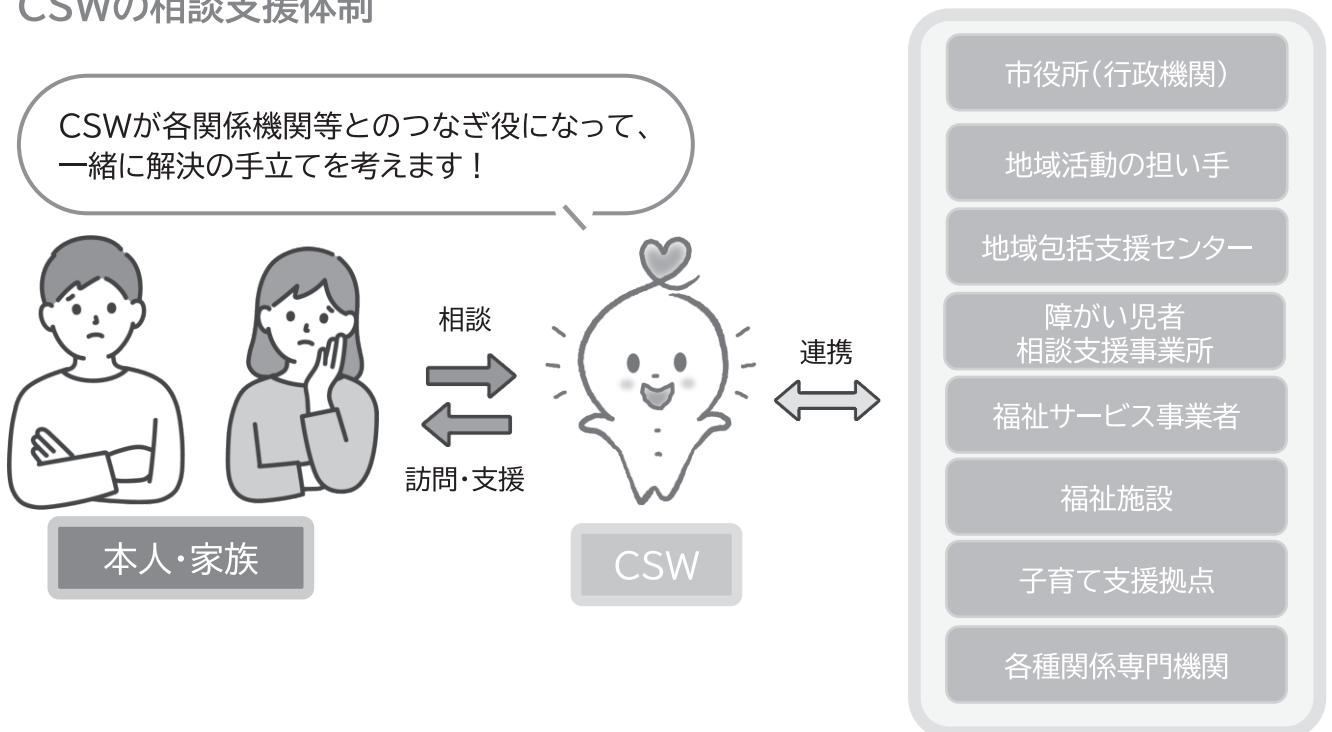
## — Q. どんな内容を相談できるの？

日々の暮らしの中で困ったこと、悩んでいること、誰に相談したらよいかわからないことなど、年齢、内容を問わずご相談ください。お聞きした内容について活用できる様々な制度やサービスを探しながら、一緒に解決の手立てを考えていきます。

例)ひきこもりの家族がいるが、どこに相談してよいかわからない。

⇒ご家族やご本人と話し合い、適切な相談機関や居場所作りに取り組む団体の情報提供やつなぎを行う等、支援方法を一緒に考えていきます。

## CSWの相談支援体制







# CSWの担当地域


地区福祉委員会の地区を単位として、各地区に相談員を配置しています。  
10名のうち8名については地区ごとに担当者を設けて活動しています。


地区名	担当者
清水地区福祉委員会	 <b>いしがみ</b>
北清水地区福祉委員会	
日吉台地区福祉委員会	
津之江地区福祉委員会	


地区名	担当者
芥川地区福祉委員会	 <b>みやた</b>
真上地区福祉委員会	
川西地区福祉委員会	
赤大路地区福祉委員会	
五百住地区福祉委員会	

地区名	担当者
櫻田地区福祉委員会	 <b>ひのうえ</b>
天神山地区福祉委員会	
五領地区福祉委員会	
如是地区福祉委員会	

地区名	担当者
磐手地区福祉委員会	 <b>はべ</b>
松原地区福祉委員会	
北大冠地区福祉委員会	
大冠地区福祉委員会	

地区名	担当者
高槻地区福祉委員会	 <b>かとう</b>
桃園地区福祉委員会	
西大冠地区福祉委員会	
若松地区福祉委員会	
庄所地区福祉委員会	

地区名	担当者
北阿武野地区福祉委員会	 <b>かない</b>
西阿武野地区福祉委員会	
中阿武野地区福祉委員会	
阿武山地区福祉委員会	
柳川地区福祉委員会	

地区名	担当者
冠地区福祉委員会	 <b>こうみ</b>
南大冠地区福祉委員会	
竹の内地区福祉委員会	
桜台地区福祉委員会	
堤地区福祉委員会	

地区名	担当者
富田地区福祉委員会	 <b>なかむら</b>
寿栄川添地区福祉委員会	
玉川・牧田地区福祉委員会	
芝生地区福祉委員会	
三箇牧地区福祉委員会	

## 連絡先

地域共生推進課 相談支援チーム  
 住所: 高槻市城西町4番6号(高槻市地域福祉会館)  
 電話: 072-674-7494  
 メールアドレス: tappy-shakyo1972@takatsukishi.com



↑メールアドレスの  
二次元コードはコチラ

# 地域の相談窓口

## 福祉のまちかど相談

地区福祉委員会が設置する身近な相談窓口です。地域のサロン会場にて開設しています。地域のボランティア等が地域住民の困りごとの相談を受け、必要に応じてCSWや地域包括支援センターなどの専門機関の紹介を行います。

また、サロン会場の1つである「ふれあい喫茶」にはCSWが巡回し、喫茶の和やかな雰囲気の中で日々のちょっとした悩みごと等の相談をお受けしています。

## 福祉のまちかど相談 開催日時・場所




※祝日は休み (令和6年7月時点)

地区名	開催日時	場所
檜田地区	第4水曜日 13:30~15:30	コミュニティたのう 大字田能岡畑44-33
清水地区	第2火曜日 13:00~14:00	清水コミュニティセンター 宮之川原5-4-3
北清水地区	第3火曜日 10:00~12:00	松が丘自治会館 松が丘2-8
真上地区	第2木曜日 11:00~12:00	真上公民館 真上町2-16-6
	第3木曜日 10:00~12:00	真上北クラブ 緑が丘1-19-1
川西地区	第4火曜日 10:00~13:00	川西コミュニティセンター 清福寺町6-5
高槻地区	第3木曜日 14:00~15:00	城内公民館 高槻市城内町1-1
桃園地区	第4水曜日(奇数月) 14:00~15:00	西堀側自治会館 紺屋町14(阪急高架下)
	第4金曜日(偶数月) 14:00~15:00	桃園コミュニティセンター 城西町10-12
若松地区	第3月曜日 10:00~12:00	春日ふれあい文化センター3階 春日町22-1
庄所地区	第3水曜日 14:00~15:00	庄所コミュニティセンター 南庄所町3-3

地区名	開催日時	場所
北大冠地区	第1火曜日 10:00～13:00	大冠北第2コミュニティセンター 宮野町10-16
	第1木曜日 10:00～11:30	
	第3木曜日 10:00～16:00	
松原地区	第2・4木曜日 13:00～15:30	府営沢良木住宅集会所 千代田町22-25
大冠地区	第2・4木曜日 10:00～13:00	大冠北第1コミュニティセンター 永楽町1-15
南大冠地区	第1木曜日 14:30～15:30	さくら公民館 深沢本町30-7
竹の内地区	第2月曜日 14:30～15:30	南大樋自治会集会所 南大樋町11-15
桜台地区	第2木曜日 10:30～11:30	府営下田部住宅第1自治会集会所 登町18-2
堤地区	第3火曜日 10:00～12:00	府営下田部住宅第2自治会集会所 登町20-1
北阿武野地区	第2火曜日 10:00～11:00	阿武野コミュニティセンター 南平台5-21-2
西阿武野地区	第3水曜日 13:00～15:00	西阿武野コミュニティセンター 阿武野1-10-2
中阿武野地区	第1水曜日 11:30～12:30	今城塚公民館 郡家新町48-3
赤大路地区	第4木曜日 10:00～11:30	大畑町公民館 大畑町23-1
阿武山地区	第2火曜日 12:00～13:00	阿武山公民館 奈佐原2-11-12
富田地区	第2火曜日 10:00～13:00	富田公民館 富田町5-17-1
寿栄川添地区	毎週木曜日 10:30～11:30	寿栄コミュニティセンター 栄町3-11-3
津之江地区	第3月曜日 9:30～10:30	津之江北町自治会館 津之江北町31-13

## 巡回相談

CSWが地域に出向き、巡回相談を行っています。お気軽にご利用ください。

名 称	内 容	開催日時	場 所
暮らしの総合相談 「身近な福祉・暮らしの相談」 	日常生活の悩みごとや心配ごとの相談を行っています。	毎週金曜日 13:00~16:00	高槻阪急スクエア6階 暮らしの総合相談センター (市社協相談室)
問い合わせ先:暮らしの総合相談センター ☎681-8719 (上記開催時間内に限る)			
地区福祉委員会 「ふれあい障がい児者家族の会」 	北阿武野地区で、障がい児者の親の会と地域住民が集まり開催している懇談に、CSWが参加しています。	2か月に1回 (不定期開催)	阿武野コミュニティセンター (南平台5-21-2)
問い合わせ先:市社協 ☎674-7494			
すこやかテラス 「巡回相談」 	市内5か所のすこやかテラスでCSWがコミボラ(※)と協力しながら出張相談会を開催しています。  ※詳細はP6を参照	不定期開催	富田すこやかテラス (富田町2-4-9) 郡家すこやかテラス (郡家新町48-6) 春日すこやかテラス (春日町21-28) 山手すこやかテラス (山手町2-2-2) 芝生すこやかテラス (芝生町4-3-11)
問い合わせ先:市社協 ☎674-7494			

※祝日は休み

## 相談事例

### ・事例① 近隣で気になった高齢者への支援

→CSWが地域の方からの相談を受け、地域包括支援センター等と連携し、介護保険のサービス利用につなげた。

### ・事例② 訪問販売や電話勧誘の解約についての支援

→ボランティアが本人から相談を受け、CSWに相談した。その後、契約内容と本人が契約する気ではなかったことを確認して、市の消費生活センターにつなげた。

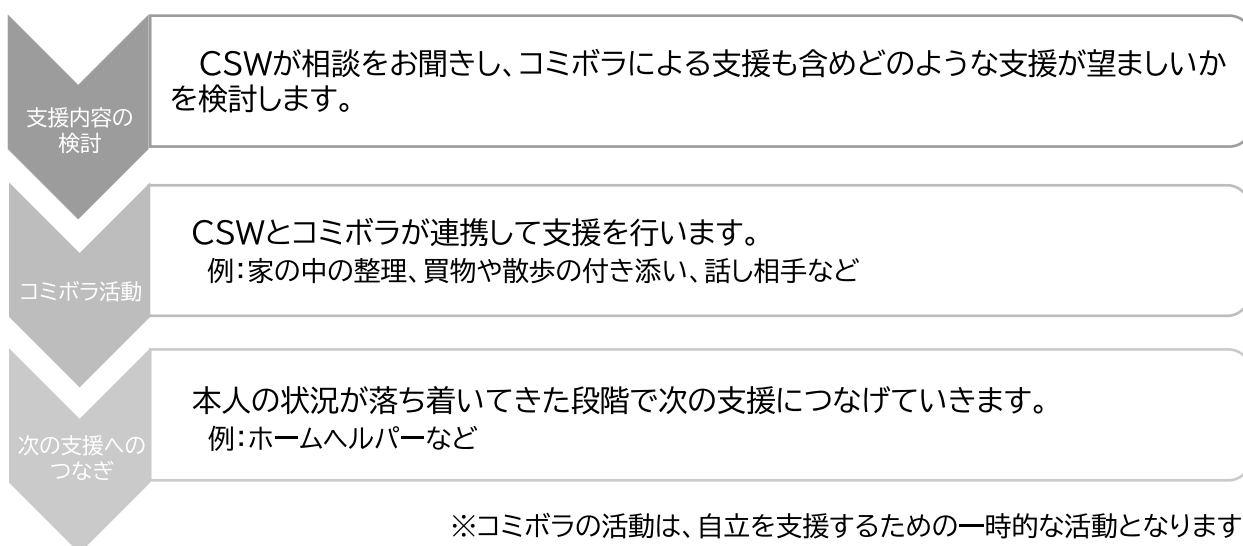
# コミュニティボランティアの活動

CSWの活動に協力していただけるボランティアを募集し、相談者のニーズに合わせた支援を共に行っています。

## コミュニティボランティアについて

コミュニティボランティア(通称:コミボラ)は、CSWと一緒に部屋の片付け、外出しづらい方の話し相手など、既存の制度では解決できない困りごとを抱える方に対して、お手伝いをする登録制ボランティアです。

## 活動について



## コミボラ定例会について

コミボラやコミボラ活動に興味がある人同士の交流や活動に関連するテーマでの研修などを、年に複数回行っています(令和5年度は6回)。また、活動依頼や活動報告、活動の打ち合わせなども行っています。



活動の様子(ひきこもりの方とのキャッチボール)

ひきこもりの方が社会・地域とつながる一歩としてコミボラ活動していただきました。



コミボラ定例会の様子

ハイフン～みんなの和～(※)の事業所体験コーナーの試作品づくりの様子です。(※)詳細はP8を参照。



# 食品預託払出事業(フードバンク)

経済的に困窮していて緊急に食品が必要な人や、そのような人に支援を行う団体に対して、食品の支援ができるよう、食品の寄付を受け付けています。個人、団体などからご提供頂いた食品は市社協で預かり、必要とする人にお渡ししています。

## 寄付を受け付けている食品について

米、缶詰、インスタント食品、レトルト食品などの、常温で保管できる賞味期限が1か月以上ある食品を対象としています。

## 活用事例

### 事例① 一時的な生活困窮時の支援

親の施設入所の初期費用を支払ったために手持ち金が底をつきかけており、次の年金が入るまで生活が苦しく、食品が十分に買えない状況で相談にいられた。

→米や麺類、調味料など、次の年金が入るまでの期間分の食品をお渡した。

### 事例② 子ども食堂実施団体への支援

地域の住民が協力し合い、子どもの居場所づくりを目的とした子ども食堂を定期的を開催することになったため支援、協力してほしいと申し出があった。

→菓子や調味料などの食品を子ども食堂実施団体にお渡した。

## 令和5年度の食品預託払出事業の実績

多くの方や団体にご協力頂き、食品をお渡しすることができました。

### 〈食品預託〉

	延べ件数
個人	36
公共機関等	3
団体	22
合計	61

### 〈食品払出〉

	延べ件数
個人	105
団体	25
合計	130

## 事業への協力・活用のお願い

食品の寄付にご協力頂ける場合、もしくは食品を必要としている場合はCSWまでお気軽にご連絡下さい。



# 市社協のひきこもり支援

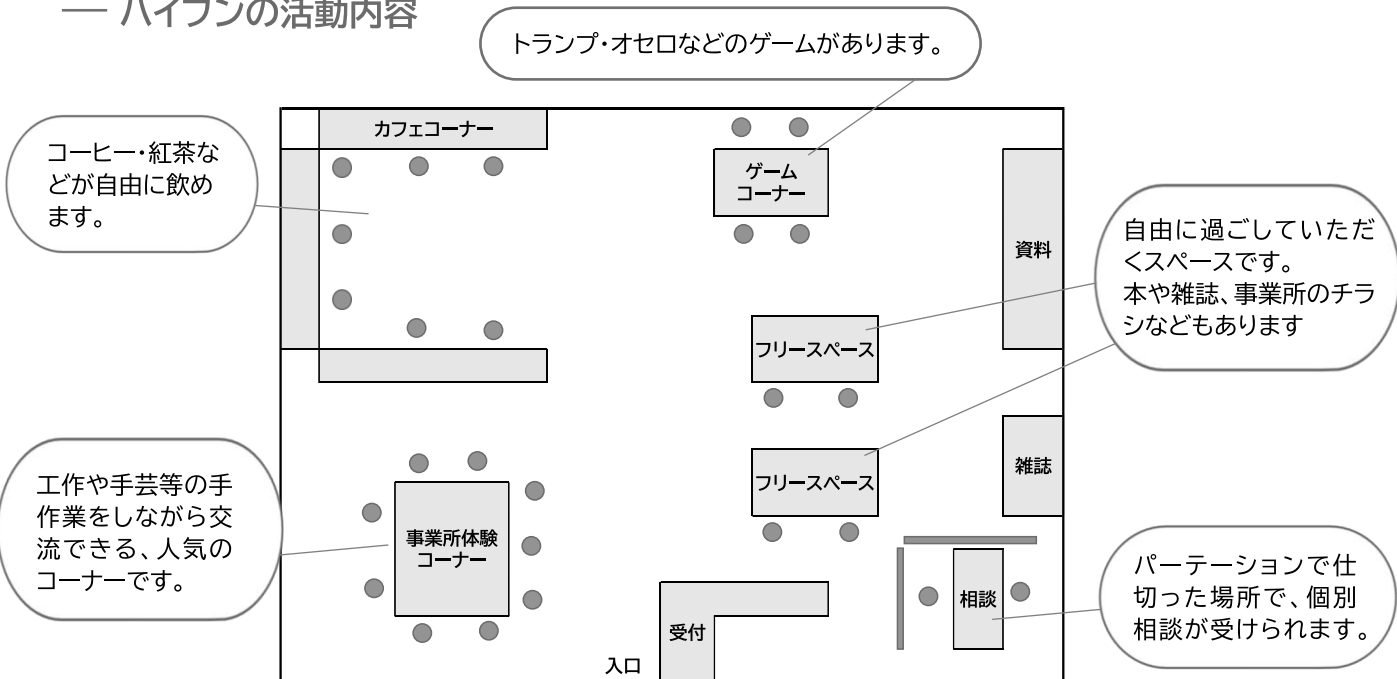
## ハイフン～みんなの和～ について

ハイフン～みんなの和～(以下「ハイフン」)は、ひきこもり・発達障がいの当事者やその家族が「安心して人と関われる居場所を見つけたい」「子どもとうまく関われない」などの悩みを語り合ったり、情報交換したりするサロンです。

### — 開催日時

毎月第3火曜日14:00～16:00 場所:高槻市地域福祉会館(市社協)

### — ハイフンの活動内容



仲間を見つけ、ゆったりと過ごせる居場所を目指しています。



## ハイフン家族教室について

支援機関とつながっていない当事者やその家族は、特に社会に参加しづらい現状にあります。その背景には、家庭環境や家族との関係が強く影響していることも多いため、家族に対する支援が必要です。これらの生活課題の解決に向けて、「CRAFT(クラフト)(※)」の実践報告や情報交換をしながら、それぞれが精神的に余裕を持つことができるよう家族教室を開催しています。

※CRAFT(クラフト)(Community Reinforcement and Family Training)

コミュニティ強化と家族訓練のことで、認知行動療法の技法を応用しており、日本では厚生労働省のガイドラインにおいて、ひきこもりの家族支援の手法の一つとして取り上げられ、今後、ひきこもりの若者支援において活用が期待される考え方です。(出典:「ひきこもりの家族支援ワークブック」より)



## — ハイフン家族教室 令和5年度開催状況

	開催日	内容
第1回	令和5年 7月 3日(月)	講師:メンタルワークス大阪代表 岡崎 剛 氏(臨床心理士) 「CRAFT」についての講義とその実践
第2回	令和5年 8月14日(月)	家族交流会
第3回	令和5年10月16日(月)	講師による講義
第4回	令和5年12月18日(月)	家族交流会
第5回	令和6年 2月19日(月)	講師による講義

## ひきこもり支援ネットワーク「らいむらいと」について

市内のひきこもりや不登校の方を対象に支援を行っている様々な機関によるネットワークです。令和5年度は22機関が参画し、各機関の役割や支援方法に関する情報交換および、高槻市内でのひきこもりや不登校支援についての意見交換を行いました。

## —「らいむらいと」 令和5年度開催状況

	開催日	内容
第1回	令和5年 8月 3日(木)	重層的支援体制整備事業について
第2回	令和5年11月29日(水)	スクールソーシャルワーカー(SSW)について
第3回	令和6年 1月24日(水)	ヤングケアラーについて

### ひきこもり支援の振り返り

ハイフンについては延べ179名の方にご参加頂き、新規の問い合わせや見学者も多く、居場所としての需要の高まりを感じています。当事者のコミュニケーションの練習の場や、ご家族が気軽に相談できる場として、より良い運営を目指していきたいと思えます。

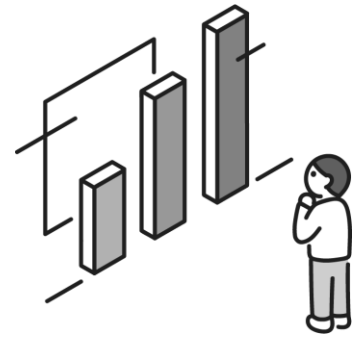
ハイフン家族教室については市外からの参加も増えており、家族に対する支援の必要性が高まっていることを実感しました。家族の方が課題解決に向けて進んでいけるよう、今後も「CRAFT」の実践報告や情報共有の場の充実に向けて取り組んでいきたいと思えます。

「らいむらいと」では、行政やNPO法人から講師をお招きし、ひきこもりや不登校の状態にある方への支援事例や取組についての研修会を開催しました。グループワークでは幅広い意見を出し合い、支援機関同士の関係づくりの場にもなりました。引き続き関係機関と連携しながら、様々な生活課題を抱える住民の相談を受け止める支援を展開していきます。

# CSWの活動実績(令和5年度)

## (1)対象者別相談件数

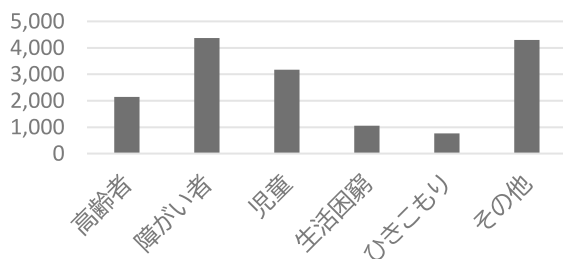
相談対象者 ※1	延べ件数
高齢者	2,150
障がい者	4,373
児童	3,178
生活困窮	1,049
ひきこもり	767
その他	4,300
合計	15,817



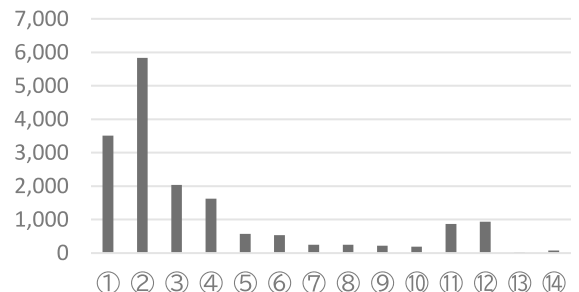
## (2)内容別相談件数

相談内容 ※2	延べ件数
①福祉制度・サービスに関する相談	3,509
②生活・食品預託払出事業に関する身近な相談	5,832
③住宅に関する相談	2,033
④就労に関する相談	1,619
⑤子育て・子どもの教育に関する相談	571
⑥健康・医療に関する相談	533
⑦生活費に関する相談	244
⑧財産管理・権利擁護に関する相談	241
⑨消費者被害に関する相談	216
⑩多重債務に関する相談	186
⑪DV・虐待に関する相談	868
⑫地域福祉・ボランティアに関する相談	932
⑬問合せ	18
⑭その他	75
合計	16,877

(1)相談対象者



(2)相談内容



※1 対象者の状態が複数の項目に重複している場合、各項目に複数カウントしています。  
 (例:障がいのある息子と高齢者の親世帯、障がいのある高齢者世帯の場合は1件でも2項目にカウント)  
 ※2 1回の相談内容が複数項目に重複している場合、各項目に複数カウントしています。

# 事例を通して ～CSW活動報告～

①自立した生活を目指して.....	12
②障がいを抱えながらの子育て支援.....	14
③希望が持てる暮らしを守る.....	16
④生活保護への思い込みからくる支援の難しさ.....	18





## 関係機関と支援経過

関係機関・サービス等

支援初期

・転居費用捻出のために自分に合った長く働ける仕事を探したいと相談があり、地域若者サポートステーションにつないだ。

地域若者サポートステーション



継続的な支援

・本人と一緒に生活福祉支援課と相談を重ね、転居費用については生活保護費から出るようになった。

生活保護  
(市生活福祉支援課)



・不動産会社と連携して家探しを支援するも、保証会社の審査が通らず難航した。

不動産会社



・住宅確保要配慮者居住支援法人と連携して家探しを継続的に支援した結果、転居先が決定した。

住宅確保要配慮者  
居住支援法人



・新居の家電等購入のため、大阪府社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業の利用申請を支援した。

生活福祉資金  
貸付事業



12か月後

・日常生活の見守り・相談先として訪問看護の利用手続きを支援した。

訪問看護



## 事例の振り返り

本人は今後の自身の生活への目標があり、それに向けて行動していく力のある方である。初回面談時から、1人暮らしへの強い希望があり、漠然とした不安感やそれに伴って体調を崩しているときでもそれが揺らぐことはなかった。支援者間では調子が悪い中での1人暮らしに不安を感じる部分もあったが、本人の強い希望と1人暮らしに向けて進めたほうが良いとの主治医の意見もあり、CSWとしては新居探しと並行しながら本人が安定した新生活を送るために周りの環境を整えていくこととした。

引っ越し後は家族と適切な距離が取れ、本人・弟・妹の調子もそれぞれ安定しつつあり、母も本人の自立を応援・サポートしている。

本人は地域若者サポートステーションや訪問看護の利用など初めてのことについては踏み出しにくい部分もあるが、母やCSW等からの助言・サポートがあれば問題なく進めていくことができたため、これからも周囲からサポートしながら本人の持っている力を活かせるような支援をしていきたい。



## ②障がいを抱えながらの子育て支援

相談者 30代

世帯状況 本人・子どもの2人世帯  
夫は単身赴任中

相談経路 本人→CSW

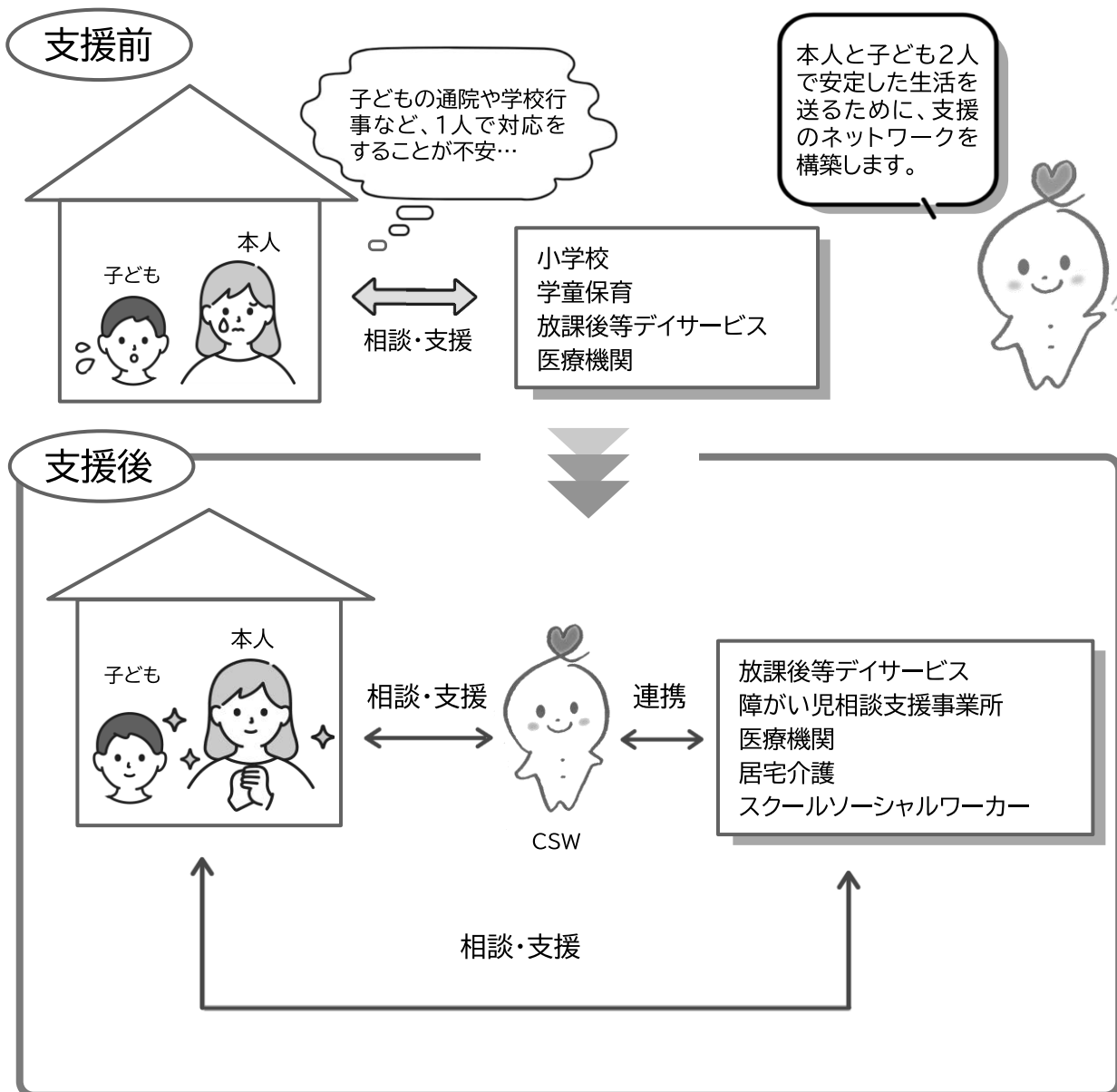
相談主訴 夫が単身赴任となり、今まで夫が担っていた障がいのある子どもの通院等を本人がすることとなった。しかし、本人も障がいがあり、1人での対応が難しいため相談に乗ってほしい。

相談背景

今までは夫が学校行事や子どもの通院などを担ってきたが、単身赴任となり、母子での生活が始まった。

子どもは発達障がいがあり、癇癢やパニックにより学校でトラブルになることがある。また本人にも精神障がいがあり、気持ちが落ち込んで無気力になったりすることもある。そのため休日に本人が1人で子どもの対応をすることは難しい状況にある。

本人は今まで障がい福祉サービスを利用したことがなく、育児は夫と相談しながらやってきたため、1人で対応する負担をととても大きく感じており、CSWと一緒に考えていくこととなった。



## 関係機関と支援経過

支援初期

・平日に加え、休日にも利用できる送迎付きの放課後等デイサービスにつなぎ、土日の子どもの居場所を確保することで本人の気持ちの安定を図った。

関係機関・サービス等

放課後等  
デイサービス



継続的な支援

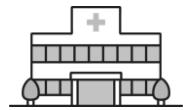
・障がい児相談支援事業所につなぎ、放課後等デイサービスの利用日数を増やすとともに、子どもについて本人が相談できる支援者を増やした。

障がい児  
相談支援事業所



・CSWが本人・子どもの通院に同行し、本人の不安を軽減させるとともに、医療機関の意見を直接聞いて支援機関と共有した。

医療機関



・子どもの通院や学校行事等への付き添いのために障がい福祉サービスを提案し、利用することとなった。

居宅介護  
(通院等介助)



6か月後

・スクールソーシャルワーカーと連携し、小学校や本人を含めた支援機関での会議が行われ、母子を支援していくネットワークを構築した。

スクール  
ソーシャルワーカー



## 事例の振り返り

障がい福祉サービスを利用したことで、本人自身も「人に頼っていいんだ」という気持ちが芽生えたようで、「関係機関に自分の特性も理解してもらったうえでより良い支援を受けたい」という要望から、ネットワーク構築のための会議をもつことができた。またCSWの働きかけにより、本人自身の障がいや特性についても話されたことで、支援者に受け止めてもらい、それぞれの支援機関で本人に合わせた配慮をしてくださることになった。

障がいや発達の特徴を抱える子どもへの支援は様々な面で充実が図られているが、子どもへの対応や各所との日々の連絡調整等、保護者に求められることもその分増えてしまう。この事例のように、保護者の障がい等の理由によりその対応が困難なケースも増加しているように感じる。今回本人が気持ちを開示してくれたように、「相談してみようかな」と思ってもらえるような、寄り添った支援を心掛けていきたい。



### ③希望が持てる暮らしを守る

相談者 70代

世帯状況 単身世帯

相談経路 友人→CSW

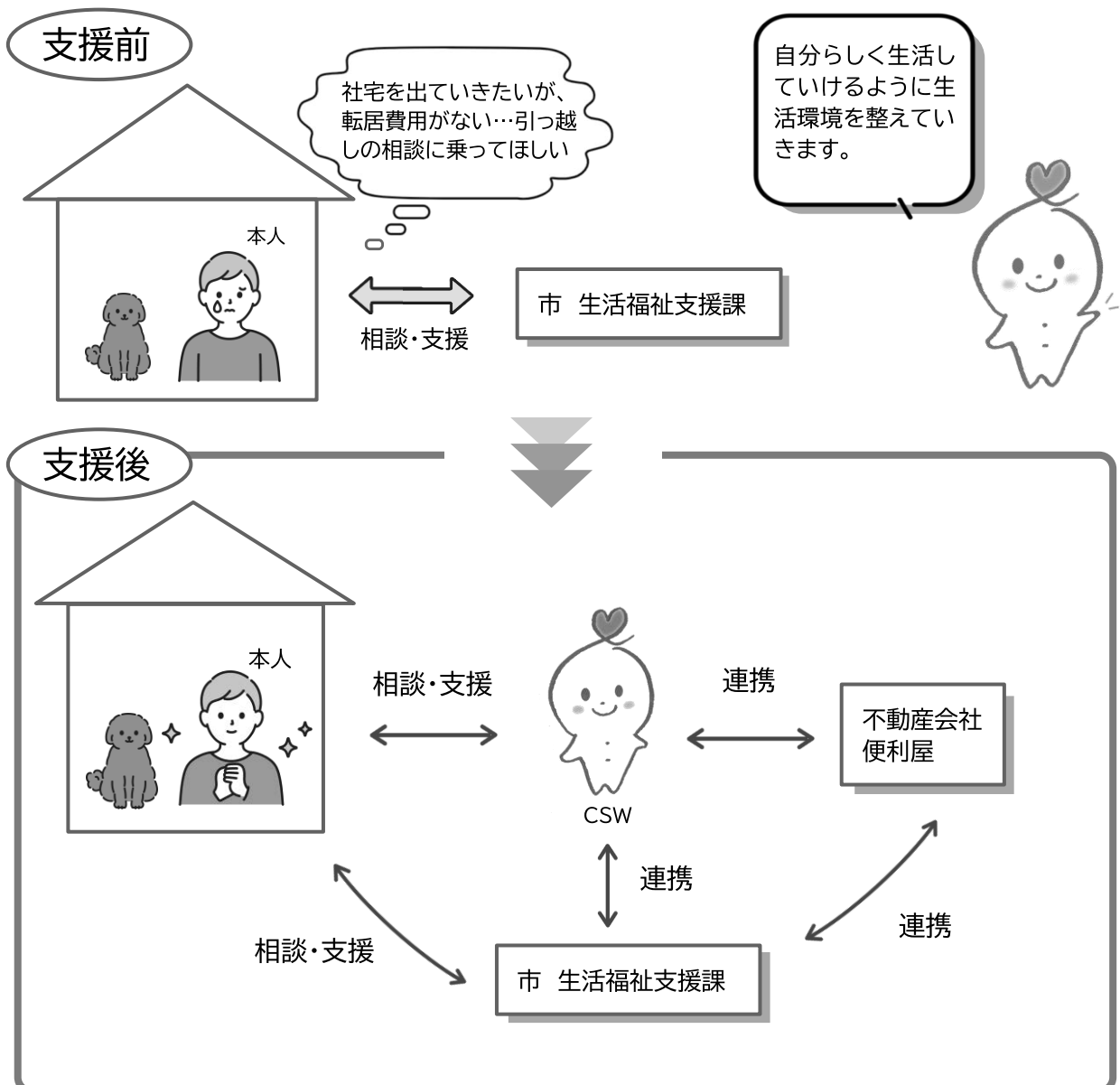
相談主訴

現在は住み込みで働いているが、働けなくなったら社宅を出なければならない状況になる。そうなる前に住むところを探してくれないか。

相談背景

本人は長年会社の社宅に住み込みで働き、就労収入と生活保護費で生活を成り立たせていた。働き始め20年が経ち、持病や体力的な面からこの先仕事を続けていけるのかという漠然とした不安があった。社宅を出て1人暮らしも考えたが、転居費用の用意ができないため、引っ越しに踏み出せなかった。

そんな本人の事を友人が心配して物件を探したが、ペットを飼育できる物件が見つからなかったため、本人の引っ越しをサポートしてくれないかとCSWに相談があった。



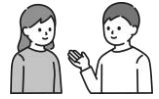


# 関係機関と支援経過

関係機関・サービス等

支援初期

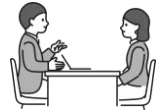
・CSWが本人から生活状況や健康状態、転居先の希望の条件を聞き取った。



継続的な支援

・生活福祉支援課へ同行し、社宅を出て生活していきたい思いの共有と、転居費用について相談した。

生活保護  
(市生活福祉支援課)



・生活保護費から転居費用が出ることになったため、不動産業者と連携し、物件探しや内覧に同行した。

不動産会社



・本人の条件に合う物件が見つかり、転居先が決まった。



3か月後

・家電等生活必需品を購入するため、リサイクル業者を紹介した。

リサイクル業者



## 事例の振り返り

本人は持病があるが働くことはでき、自立した生活が送れていた方である。初回面談時に、今の生活を続けていくには体力の限界を感じていることや、ペットとの生活が生きがいであることを聞いた。生活保護を受給しながら、自分なりの生活スタイルを維持してきたが、今後の生活に不安を感じていたため、不安を少しでも和らげるよう、仕事を辞めた後も自分らしい生活ができるような支援を心掛けた。

背景や状況はさまざまであるが、日々の暮らしにおいて、生活スタイルを変えることは本人にとって大きな決断であり、その方の生きがいや心の支えが何かという視点を持ち、本人の思いに寄り添い、支援することが大切であると感じた。この事例を通して、その方の生き方を尊重しながら、希望を持って生きていくことができるよう環境を調整し、支援の組み立てができるよう努めていきたい。



## ④生活保護への思い込みによる支援の難しさ

相談者 70代

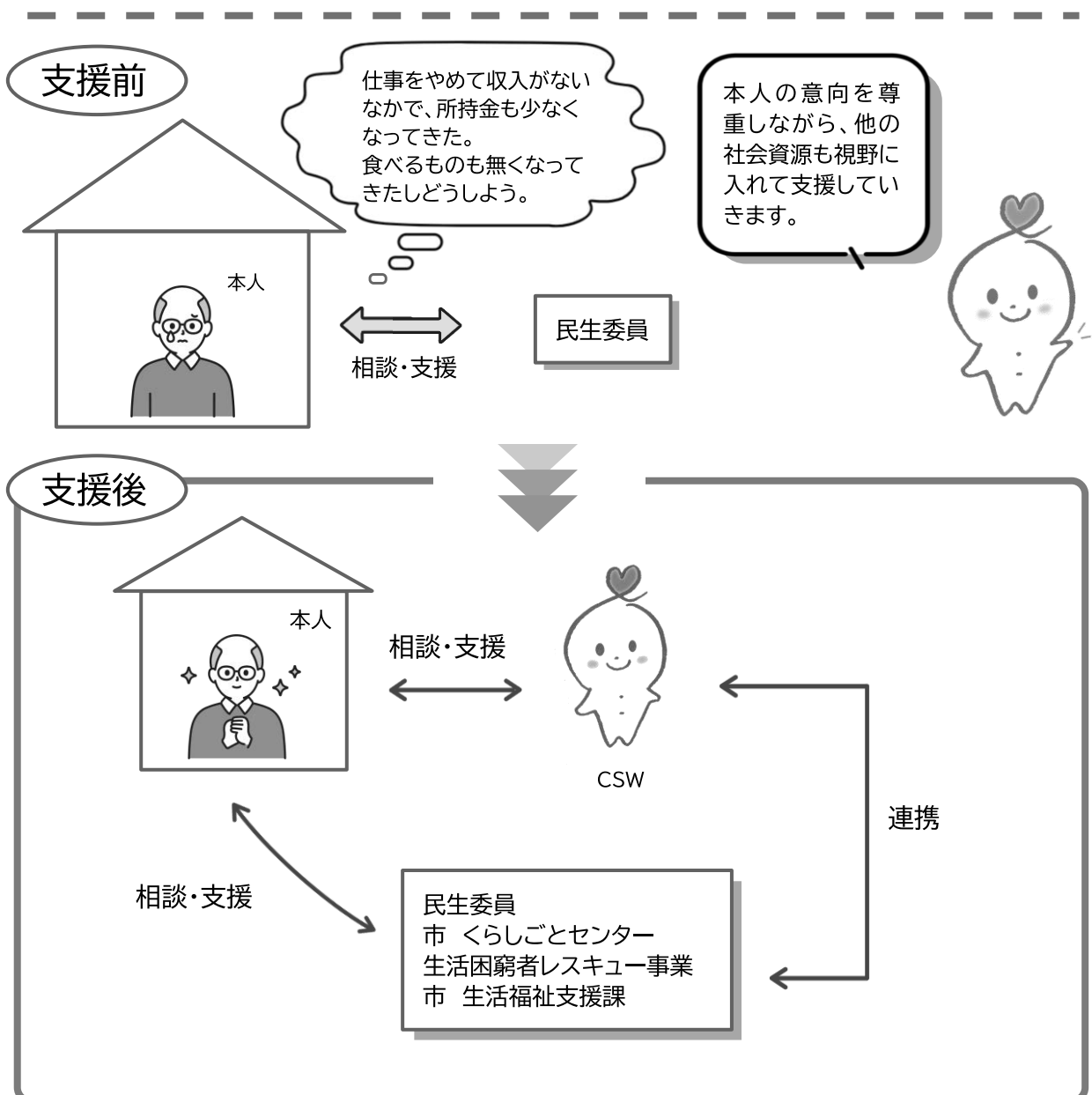
世帯状況 単身世帯

相談経路 本人→CSW

相談主訴 所持金がほとんど無くなり、  
食品を買うお金がない。

### 相談背景

本人は仕事を退職してから転職活動を続けていたが、就職先が見つからず、貯金も底をついてしまった。家賃や光熱費など支払いが滞っている状況であったが、本人は再就職して生活を立て直すことを望んでいた。しかし、食品を買うお金もなく、本人が民生委員児童委員(以下「民生委員」)に相談したところ、CSWを紹介され、後日本人より相談があった。



## 関係機関と支援経過

支援初期

・収入もなく食品もないことから、食品預託  
払出事業について案内し、食品をお渡しし  
た。

関係機関・サービス等

食品預託払出事業



くらしごとセンター



・本人の再就職に向けてくらしごとセンター  
につなぐが、求人の年齢制限などから就職  
先は少なく、就労にはつながらなかった。

・本人は生活保護の申請を前向きに検討し  
ていたが、生活保護に対してマイナスのイ  
メージを持つ親族の理解が得られず、申請  
には至らなかった。



生活困窮者  
レスキュー事業

・本人の生活の安定のため生活困窮者レス  
キュー事業につなぎ、社会福祉法人・施設  
に所属する総合生活相談員と、大阪府社会  
福祉協議会所属の社会貢献支援員と面談  
した。

その結果家賃と水道光熱費、食品の支援  
が決定した。



・CSWが本人と親族の話し合いの場に同席  
し、改めて生活保護制度についてお伝えす  
ることで、親族の理解を得ることができた。



4か月後

・本人と一緒に生活福祉支援課へ行き、生活  
保護の申請を行った。

生活保護  
(市生活福祉支援課)



継続的な支援

## 事例の振り返り

仕事を退職後、精神的にも孤立している状態であったが、民生委員に相談することでCSWにつながった事例である。

本人の年齢もあり就労につながりにくく、生活保護の申請も親族の理解が得られなかったため、本人の頑張りが状況の改善にはつながらず、焦りや不安からパニック障がいも再発してしまう結果となった。本人の気持ちに寄り添いながら、親族への理解を求めると、本人の支援だけではなく周囲へのアプローチの重要性を感じる機会となった。

本人の状況が変化していく中で、その都度必要な支援が変わる事例でもあったため、本人の状況に応じた支援をしていくために、社会資源の把握やネットワークを構築していく必要性を改めて感じた。

また、今回の事例では本人自ら民生委員に相談したことからCSWにつながった事例でもあるため、引き続き、地域の住民を中心としたネットワークづくりにも力を入れて取り組んでいきたい。



## ■ 活動の振り返り・今後に向けて

近年、地域住民や地域の様々な機関からのCSWに対する相談件数は増加傾向にあり、中には課題が複雑化・複合化しているケースもあります。その背景として、地域のつながりの希薄化や社会的孤立、また生活様式の多様化などに伴い、問題が見えにくくなったことが要因の一つとして挙げられます。

複雑化、複合化した課題に対しては、ひとつの専門機関で対応することが困難になってきており、日頃から地域で福祉を支えている地区福祉委員会や、民生委員児童委員、福祉施設などの様々な分野の団体や機関と連携し包括的な相談支援体制を構築していくことが必要不可欠であると同時に、これらの連携が課題解決の糸口になっています。

そのような中、CSWでは平成27年度から開始した地域の相談窓口である「福祉のまちかど相談」の拡充に力を入れており、実施地区は年々増加しています。「福祉のまちかど相談」において、地域住民が潜在的に抱える課題に対して、いち早く「気づき」を得るとともに、CSWが積極的に地域に出向いて、その情報を把握することが課題の早期発見・早期解決につながると考えています。

これからも普段からCSWが地域に出向いて地域住民等とコミュニケーションを取り、思いや興味を知ることで、地域との「顔の見える関係づくり」をさらに進めていきます。

さらに、課題解決に向けた個別支援だけでなく、社会資源や公的サービスにつながりにくい方に対応するべく、新たな社会資源の開発もCSWの重要な役割のひとつです。個人が抱える課題を地域の課題として取り上げ、地域で支え合っていけるよう、その仕組みづくりにも取り組んでいきたいと思えます。

私たちCSWの活動は、地域住民、各種専門相談機関、行政機関、福祉団体・施設、医療機関等の協力によって成り立っています。地域共生社会の実現に向けて、社会福祉協議会が目指す『誰もが安心して暮らせる地域づくり』を進めるためにも、様々な関係機関・団体と連携しながら「顔の見える関係づくり」や「切れ目のないネットワークの構築」を目指していきますので、今後ともCSWの活動にご支援、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

社会福祉法人  
高槻市社会福祉協議会  
CSW一同

# 用語解説

## 【力行】

### ■学童保育(高槻市立学童保育室) P14

就労などで保護者が昼間居ない家庭の1～3年生(民間学童は1～6年生)および所定の要件を満たしている4～6年生の障がい児が入室できる。

### ■居宅介護 P14.15

自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等の援助を行う。

### ■くらしごとセンター P18.19

仕事や家計のことなど、様々な問題で生活についてお困りの方に対して、相談員と一緒に考え解決に向けサポートしていく機関。

### ■子育て総合支援センター P12

子育て支援センター・つどいの広場を統括するとともに、子育て支援の拠点施設として、子育て支援に関する研修・研究、情報発信、交流、相談等の事業を推進する。

## 【サ行】

### ■重層的支援体制整備事業 P9

既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かしながら、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野別の支援では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「世代や属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業。

### ■住宅確保要配慮者居住支援法人 P12.13

住宅確保要配慮者(低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、その他住宅の確保に配慮を要する者)が賃貸住宅に円滑に入居できるよう、情報提供・相談や見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するもの。

### ■障がい児者相談支援事業所 P1.14.15

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で、困ったことやわからないことなどがあった場合に、相談することができる事業所。また、障がい福祉サービス等利用のための利用計画の作成、施設等から地域での生活に移行するための支援を行う事業所。

### ■スクールソーシャルワーカー P9.14.15

困りごとを抱えた児童生徒に対し、学校を基盤に、児童生徒の置かれた状況を福祉的観点から整理し、課題解決を図る。チーム学校の一員として、学校内外を問わず、児童生徒をとりまく環境へ働きかける。また、関係機関等とのネットワークの活用や、多様な支援方法を用いて児童生徒の最善の利益を守ることをめざしている。

## ■すこやかテラス(老人福祉センター) P5

高槻市内にお住いで60歳以上の方が無料で利用でき、富田・郡家・春日・芝生・山手の市内5か所にある施設で、健康増進やレクリエーションなどの事業を行っている。囲碁・将棋や健康器具などの様々な設備を利用頂けるほか、「高槻ますます元気体操」をはじめとする介護予防教室、全館でWi-Fiが利用できるためICT講座(スマホの使い方など)にも力を入れている。

## ■生活困窮者レスキュー事業 P18.19

今日・明日食べるものがない、電気・ガスが止まってしまった等、失業、介護、障がい、虐待やDVなど、様々な“生活SOS”に対応する総合生活相談事業。社会福祉法人・施設に所属する総合生活相談員と、大阪府社協所属の社会貢献支援員が連携し、各種制度やサービスにつないで生活の安定をはかるとともに、緊急を要する場合は、食材の提供など経済的援助(現物給付)も行う。

## ■生活福祉資金貸付事業 P13

低所得者、障がい者、または高齢者の世帯を対象に、資金の貸付と民生委員および関係機関による必要な生活支援を行うことにより、経済的自立および生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度。

## ■生活保護(市 生活福祉支援課) P12.13.16.17.18.19

日本国憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送れるように援助することを目的とした制度。

## 【夕行】

### ■地域包括支援センター P1.3.5

高齢者が住みなれた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるよう、介護をはじめ、福祉、医療などさまざまな面から支える地域の拠点として市内12か所に設置されている。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が、高齢者への総合的な支援を行う。

### ■地域若者サポートステーション P12.13

働くことに悩みを抱えている15歳～49歳の方を対象に、就労が定着するまで支援をする厚生労働省委託の支援機関。

### ■地区福祉委員会 P2.3.5.20

概ね小学校区を単位として37地区で組織され、市社協との協働により、地域の福祉ニーズを掘り起こし、そこに住むすべての住民が安心して暮らせるまちづくりを行う推進役。住みよい福祉のまちづくりを進めることを目的に、住民が主体となって運営している地域福祉の重要な担い手。

## 【ハ行】

### ■ふれあい喫茶 P3

地区福祉委員会が主催し、ひとり概ね100円程度の参加費により、月に1回から週に1回の頻度で、公民館やコミュニティセンター、自治会館や公営住宅の集会所で行う、誰もが立ち寄れる居場所。

### ■放課後等デイサービス P14.15

学校教育法第1条に定められる学校(幼稚園及び大学を除く)又は専修学校等に在学中の発達に課題のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のための支援を継続的に行い、社会との交流や放課後等の居場所づくりを推進する。

### ■訪問看護 P12.13

主治医の指示で、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが家庭を訪問し、医学的な管理指導や療養上の世話をを行う。

## 【マ行】

### ■民生委員児童委員 P18.19.20

国の委嘱を受けた地域のボランティア。高齢者や障がい者、児童など地域で支援が必要な人を行政などに繋げる窓口の役割を担っている。

## 【ヤ行】

### ■ヤングケアラー P9

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。





令和6年度

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)活動報告集

発行・編集 社会福祉法人 高槻市社会福祉協議会

発行日 令和6年8月

〒569-0065 高槻市城西町4番6号 高槻市地域福祉会館

TEL

(072)674-7494

FAX

(072)661-4901

ホームページ

<https://takatsukishi.com>

